

公 示 送 達 書

令和8年8月19日

下記の書類は当市役所総務部税務課に保管してありますから
申出のうえ受領してください。

弥富市長 安藤 正明

送達を受けるべき者		氏 名	別紙のとおり
送達する書類	地方税法により送達すべき書類		

(注 意)

地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

項 番	氏 名
101	G U P I D L U C I A N O J R P O G O Y
102	張 广存